

# 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

## 1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等のデータ及び民間従業員のデータ

区分	公 務 員				民 間		
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
全 体	3	47.8	281,500	290,777	—	—	—
運転手	2	x	x	x	自家用乗用自動車運転者	54.6	296,800
用務員	1	x	x	x	用務員	53.9	227,200

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年～平成18年の3ヵ年平均)

※ 個人が特定されるものについては公表しない。(2人以下の項目)

(2) 年齢別職員数

区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上
全体								1人	2人			

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

国の行政職給料表(二)適用

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

手当名称	支給要件	支給単位
塵芥収集手当	塵芥収集業務に直接従事する現業の職員	月額3,500円

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(55歳以上は2号給)を標準として昇給する。

## 2 基本的な考え方

技能労務職については、退職不補充としている。必要な業務については、民間委託での対応を検討していく。

給与面については、国、県、近隣市町等の動向を注視し、適宜改正等の判断をしていく。

### 3 具体的な取組内容

平成 19 年 4 月 1 日に給与構造改革を実施し、国の行政職給料表（二）への切り替えをし、給料の引き下げを行った。

類似の職種の地域民間水準との比較を行い、見直しを検討する。

### 4 その他

学校給食調理業務などを民間委託に切り替えてきたが、今後も可能な限り民間委託を推進していく。